

## 令和6年度 第2回

# 自動車整備技能登録試験のお知らせ

自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」）は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）が行う試験で、登録試験の概要は、次のとおりです。

### 1. 試験の実施

各都道府県の登録試験地方委員会が試験実施に当たります。

### 2. 令和6年度 第2回登録（学科・実技）試験の実施種類

一級小型自動車 学科（筆記・口述）・実技試験

二級ガソリン自動車 学科試験

二級ディーゼル自動車 学科試験

二級自動車シャシ 学科試験

三級自動車シャシ 学科試験

三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験

三級自動車ディーゼル・エンジン 学科試験

三級2輪自動車 学科試験

自動車電気装置 学科試験

自動車車体 学科試験

### 3. 試験実施の日及び場所

令和7年 3月23日（日）学科 筆記試験 各県整備振興会指定地予定  
（合格発表予定日 令和7年4月8日（火） HP にて掲載予定）

令和7年 5月11日（日）学科 口述試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

令和7年 8月24日（日）実技試験（一級のみ） 各地方運輸局所在地予定

### 4. 申請受付期間及び場所

受付期間 令和 7年 1月20日（月）～ 令和 7年 1月24日（金）

場 所 石川県自動車整備振興会 （登録試験石川地方委員会）

## 5. 受験資格の概要

一級： 二級（シャシを除く）合格後3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方、一種養成施設の一級課程修了者等。

二級： 三級合格後3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方、一種養成施設の二級課程修了者等。

三級： 15歳以降の自動車整備に係る実務経験が1年以上ある方、一種養成施設の三級課程修了者等。

電気： 15歳以降の自動車電気装置に係る実務経験が2年以上ある方

車体： 15歳以降の自動車車体整備に係る実務経験が2年以上ある方、一種養成施設の車体課程修了者等。

☆ 注意： 受験種目に対応した実務経験又は養成課程修了が必要です。

不明な点は、日整連HP 又は 石川県自動車整備振興会でご確認下さい。

TEL 076-239-4001

## 6. 申請に必要なもの

①受験申請書 (種目別で地方振興会にて無償配布)

②受験資格を証する証明書等

- ・使用者（在職）証明書 HPからダウンロード又は窓口で配布
- ・整備士合格証書
- ・卒業（修了）証書（短縮者のみ）

③写真1枚 (申請前6ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を撮影したもので、縦4.5cm、横3.5cmのもの)

④受験手数料 学科 7,200円（一級9,300円）実技 14,000円

⑤はがき ※ 2枚（官製はがきの表にご自分の宛名を記載した物）  
（一級は試験毎に2枚）学科試験合格後の実技用は後日提出

## 7. 登録試験と検定試験の関係

国家資格の自動車整備士資格を取得するには、登録試験とは別に、国に対して検定試験の受験申請をする必要があります。登録試験に合格した日から2年間は、合格した登録試験の種類に応じた検定試験が免除されます。

したがって、一種養成施設修了者（自動車整備専門学校等卒業者）又は二種養成施設修了者（自動車整備技術講習修了者）の実技試験免除の方で登録学科試験に合格した方、もしくは登録学科・実技試験に合格した方は、検定試験の受験申請（書類審査）のみで自動車整備士資格を取得できます。

ただし、検定試験受験手数料(全部免除申請料)等の費用は必要です。

## 自動車整備技能登録試験（筆記）試験を受験される方へ （令和9年自動車整備士制度の施行に伴うご連絡）

令和4年5月25日付で、自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士（総合）をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程が見直され、自動車整備士技能検定規則の一部が改正された『**新自動車整備士制度**』となります。

自動車整備士資格を取得するには、学科試験及び実技試験に合格する必要があります。

実技試験においては、当振興会が行う技術講習所（二種養成施設）の講習を修了することで実技試験が免除となり、学科試験及び実技試験の免除申請を国に行うことで自動車整備士の資格を取得することができます。

令和9年1月1日より、新自動車整備士制度が施行されることにより、当振興会で実施しております自動車整備士講習は、令和8年10月から新自動車整備士制度に基づいて実施することとなりますので、令和7年3月以降実施される登録筆記試験の受験についてはご注意願います。

**※令和8年10月から旧自動車整備士制度に基づく整備士講習は実施されません。**

よって、登録筆記試験に合格しても自動車整備士資格が取得できない場合がありますので、**令和7年度以降は整備士講習を受講してから、登録筆記試験を受験するようお願いいたします。**

- ・新しい整備士資格体系は以下の通りです。

|    | 自動車整備士の種類<br>（※電子制御の内容を含む資格） |    | 自動車整備士の種類<br>（※電子制御の内容を含む資格） |
|----|------------------------------|----|------------------------------|
| 一級 | 一級大型自動車整備士（※）                | 一級 | 一級自動車整備士（総合）（※）              |
|    | 一級小型自動車整備士（※）                |    | 一級自動車整備士（二輪）                 |
|    | 一級二輪自動車整備士                   | 二級 | 二級自動車整備士（総合）（※）              |
| 二級 | 二級ガソリン自動車整備士                 |    | 二級自動車整備士（二輪）                 |
|    | 二級ジーゼル自動車整備士                 |    |                              |
|    | 二級自動車シャシ整備士                  |    |                              |
|    | 二級二輪自動車整備士                   | 三級 | 三級自動車整備士（総合）                 |
| 三級 | 三級自動車シャシ整備士                  |    | 三級自動車整備士（二輪）                 |
|    | 三級自動車ガソリン・エンジン整備士            |    |                              |
|    | 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士            |    |                              |
|    | 三級二輪自動車整備士                   | 特殊 | 自動車タイヤ整備士                    |
| 特殊 | 自動車タイヤ整備士                    |    | 自動車電気・電子制御装置整備士（※）           |
|    | 自動車電気装置整備士                   |    | 自動車車体・電子制御装置整備士（※）           |
|    | 自動車車体整備士                     |    |                              |

※当県における自動車整備士講習の開講予定表

| 令和7年度            |                  | 令和8年度            |          | 令和9年度   |          |
|------------------|------------------|------------------|----------|---------|----------|
| 前期（4月～）          | 後期（10月～）         | 前期（4月～）          | 後期（10月～） | 前期（4月～） | 後期（10月～） |
| 旧3級基礎<br>旧3級ガソリン | 旧3級基礎<br>旧3級ガソリン | 旧3級基礎<br>旧3級ガソリン | 新3級総合    | 新3級総合   | 新3級総合    |
| 旧2級ガソリン          |                  | 旧2級ガソリン          |          | 新2級総合   |          |